事務局

学校以外の教育機関

岩手県教育委員会公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会公文例式規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公文例式規程(昭和40年岩手県教育委員会	:訓令第6号)の一部を次のように改正する。
改正前	改正後
(準用及び読替え)	(準用及び読替え)
第2条 公文例式規程(昭和40年岩手県訓令第6号)第2条	第2条 公文例式規程(昭和40年岩手県訓令第6号)第2条、
第3条及び第5条から第11条までの規定は、前条第1号か	ら 第3条及び第5条から第11条までの規定は、前条第1号から
第8号までの公文の例式及び規則の起案の要領について準	用 第8号までの公文の例式及び規則の起案の要領について準用
する。この場合において、同訓令中次の表の左欄に掲げる	字 する。この場合において、同訓令中次の表の左欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの	と 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと
する。	する。
[略]	[略]
岩手県知事氏名 岩手県教育委員会委員長氏名 (岩手県	岩手県知事氏名 岩手県教育委員会教育長氏名 (岩手県
教育委員会)	教育委員会)
[略]	[略]
(議案の形式)	(議案の形式)
第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。	第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) <u>教育長等</u> の人事の場合	(5) 教育次長等の人事の場合
[略]	[略]

×××<u>教育長(教育次長、</u>本庁の室課の長、 ×××教育事務所長、教育機関の長)の人事 ×××に関し議決を求めることについて ×次のとおり<u>教育長(教育次長、</u>本庁の室課 の長、教育事務所長、教育機関の長)の人事 を行うことについて、議決を求める。

[略]

(6)~(18) [略]

×××<u>教育次長</u>(本庁の室課の長、教育事務 ×××所長、教育機関の長)の人事に関し議 ×××決を求めることについて

×次のとおり<u>教育次長</u>(本庁の室課の長、教育事務所長、教育機関の長)の人事を行うことについて、議決を求める。

[略]

(6)~(18) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお 従前の例により教育長が在職する場合においては、この訓令による改正後の岩手県教育委員会公文例式規程第2条及び第3条の 規定は適用せず、この訓令による改正前の岩手県教育委員会公文例式規程第2条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。